

# 恵那市見守り支援員ベビー用品宅配事業



ベビー用品をお届けすることを通じて、赤ちゃんと保護者の方の見守りを目的とした、子育て支援サービスです。

## 【対象】

- ・0歳児のお子さんを養育している保護者
- ・恵那市に住民票がある世帯
- ・支給期間は、申請月の翌月から満1歳の誕生月の末日まで

## ポイント

### 1. 見守り機会を増やす

ベビー用品の宅配をきっかけに、お子さんの成長を確認できる機会を増やすことで、将来的な見守りに繋げていきます。

## ポイント



### 2. 経済的負担の軽減

紙おむつ等 3,500 円相当のベビー用品をプレゼントし、経済的な負担を軽減します。(満1歳の誕生月の末日までに2回宅配します。)

## ポイント



### 3. 見守りによる不安解消

市が委託した見守り支援員(子育て経験がある女性スタッフ)による声掛けや見守りを行い、育児に関する悩み相談など、不安感を軽減します。

※必要に応じて保健

恵那市役所 子育て支援課

月～金（土・日・祝日除く） 午前8時30分～午後5時15分

電話：0573-26-6820（直通）

育児に関する相談にも応じるから、  
気軽に相談してほしいんだナ！！



恵那市公式キャラクター エーナ

# 恵那市見守り支援員ベビー用品宅配事業

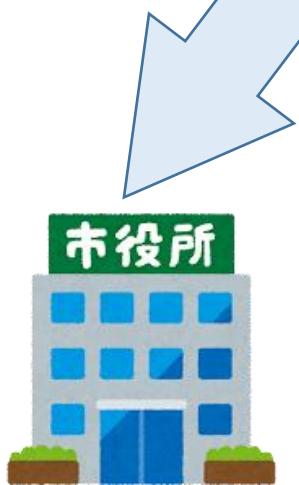
～申請から宅配までの流れ～

## 乳児を養育する家庭



①出生届を提出する際、  
ベビー用品宅配事業申請書  
を提出

③委託業者から、訪問日時の調整を行う  
ための連絡が入ります。  
日程調整後、自宅にベビー用品を宅配し  
ます。  
※原則、生後3か月頃と6か月頃の2回宅配  
します。



②申請書を受理、委託業者へ宅配依頼



市委託業者

- ① 出生届提出時に「見守り支援員ベビー用品宅配事業」の申請をします。
- ② 「見守り支援員ベビー用品宅配事業」支給決定通知書とベビー用品の申込書をご自宅に郵送します。
- ③ 委託業者と直接宅配の日程調整を行っていただいた後、ご自宅にベビー用品を宅配します。  
見守り支援員は、ご家庭やお子様の様子を目視と聞き取りで確認し、必要に応じて保健師等へ繋げます。

**宅配時に、お子様と保護者の方に直接お会いし、手渡しでお届けします。**

- ・見守り支援員は、子育て経験がある女性スタッフです。お気軽にご相談ください。
- ・市委託業者が個人情報について、この事業以外に利用することはありません。
- ・里帰り先など、ご自宅以外への宅配はできません。